

秋田戦争をめぐる仙台藩の軍事

栗原伸一郎

はじめに

本稿の目的は、秋田戦争（秋田戊辰戦争）をめぐる奥羽越列藩同盟の軍事行動の実態について、仙台藩の視点から迫ることにある。仙台藩伊達家は領知高約六十二万石の国持大名であり、膨大な家臣団を有する全国屈指の大藩であった。幕末期には「鎮守府將軍」を自任し、奥羽の主導者であるとの意識を強く抱いていたことから奥羽列藩同盟結成に動いた。¹⁾

仙台藩は列藩同盟軍の中核として各地に兵力を展開したが、実戦では敗北を重ねた。列藩同盟は多面性を有し、またその性格を変化させていったが、約五ヶ月で崩壊した。崩壊した要因は様々な側面から指摘することが可能であろうが、こうした軍事的な敗北や、同盟諸藩の思惑の不一致があった

ことは論を俟たない。

仙台藩が苦戦した要因としては、武器の問題に加え、藩直属の兵士より大身の家臣の「私兵」が多く連合部隊であったため、装備の面でも差があり、統制されていなかったことが指摘される。また、同盟軍全体の問題も同様で、寄せ集めで統一的作戦計画がたてられなかったことなどがあげられる。²⁾

だが、近年では、武器に関して仙台藩も相当の施条銃を購入していたことが明らかになり、旧式銃主体であったというイメージも再考されつつある。この点について保谷徹氏は、戊辰戦争は「大名軍役の動員基準として施条銃砲（ライフル）段階の洋式軍制を位置づけた」として、仙台藩の軍事面の問題は、大身給人の軍制改革が進まず、新式武器を活かすための軍制の近代化が遅れたことにあると指摘している。³⁾

また、太田秀春氏は、奥羽越列藩同盟は軍事に不向きな衆議の体制で、指揮系統もあいまいであったが、輪王寺宮を戴く公議府・軍務局の設置によって、藩の命令系統を超えた諸軍を指揮する体制への変革が図られたことを指摘した。⁶⁾こうした点は、新政府軍の構造との比較を図る上でも重要な論点となっている。

したがって、仙台藩を軍事の面から検討することは、同藩の特徴を考える上で重要な作業であり、また列藩同盟の体制を明らかにすることにもつながる。しかし、仙台藩の軍事行動の実際については、史料的な制約もあって、出兵部隊や主要藩士の役職などといった基礎的な事実でさえ明らかにされていないのが現状である。特に秋田戦争については、各自治体史で動員や戦闘について個別に指摘されているものの不明瞭な点が多い。また、秋田戦争そのものについても、仙台藩や列藩同盟側の対応という点では検討の余地がある。

そこで本稿では、秋田戦争をめぐる仙台藩の軍事行動について考察を加える。具体的には、秋田藩の列藩同盟離脱までの経緯について、同盟内における情報という観点から素描する。その上で、連合部隊とも称される仙台藩の部隊の武器、指揮系統や具体的な指示内容について、他の戦線の状況や列藩同盟との関係も加味しながら考察を加える。以上を通して、仙台藩や奥羽越列藩同盟の特徴を探る上での一助としたい。

一 仙台藩の軍事体制と秋田出兵

1 秋田藩をめぐる列藩同盟の対応

慶応四年（一八六八）一月、鳥羽・伏見戦争で勝利を収めた新政府は、徳川慶喜と松平容保を「朝敵」として、諸藩に征討出兵を命じた。三月には奥羽鎮撫軍が仙台藩領に進駐し、鎮撫総督府は仙台藩などに対して会津征討出兵を命じた。一方、鎮撫総督府は庄内藩も「朝敵」として秋田藩などに出兵を命じるとともに、副総督の沢為量が薩摩・長州・筑前の軍勢を率いて出羽新庄へと進んだ。これにより秋田藩も庄内藩と交戦状態となった。

こうした状況下、仙台藩と米沢藩は討会戦争の回避を目指して、会津藩と協議を重ねた。仙台藩と米沢藩は奥羽諸藩を招集して閏四月十一日に白石で会議を開催し、翌日に鎮撫総督の九条道孝に対して歎願書と副申書を提出した。また、遅れて庄内藩も家老名義の周旋願を白石に寄せた。

会津藩の歎願書が却下されると、奥羽諸藩は討会軍・討庄軍を解兵して、各藩の重臣が白石盟約（閏四月二十二日）、つづいて仙台盟約（五月三日）に調印し、奥羽列藩同盟を結成した。また、北越諸藩を同盟に取り込み、奥羽越列藩同盟が成立した。奥羽諸藩は京都太政官への建白書を作成するが、

各藩には思惑の相違があった。その結果、同盟諸藩は歎願・建白では足並みを揃えつつも、新政府軍との交戦という面では対応が大きく分かれた。⁹⁾なお、同盟結成に際して策定された作戦計画では、出羽の諸藩は越後戦線の担当とされていた。そのため、米沢藩は秋田藩に出兵を要請するが、秋田藩が同盟軍として出兵することはなかった。

列藩同盟結成に際し、米沢藩は新庄にいる沢為量を薩長兵と分離して、国許に迎え入れることを図り、軍勢を北に進めた。白石・仙台で会議に参加した秋田藩家老の戸村十太夫は、国許に討庄出兵の拒否や、沢一行の入領拒否を指示した。¹⁰⁾しかし、米沢藩の軍勢が新庄に迫ると、沢一行は五月一日に秋田領へ脱出した。

そのため、仙台藩や米沢藩は秋田領内での沢と薩長兵の分離を図るべく、秋田藩に何度も使節を派遣した。また、五月十八日・十九日には、仙台藩の応接所(松の井屋敷)に秋田藩を含めた同盟諸藩が会議し、秋田藩に薩長兵の対応を求めることや、同盟諸藩が秋田藩境まで出兵することなどを決定した。¹¹⁾これは、十八日に鎮撫総督の九条道孝と参謀の醍醐忠敬が奥羽鎮撫と海路上京を名目に、肥前・小倉の藩兵とともに仙台城下を逃れ、三卿の合流が懸念される状況となっていたためである。

仙台藩では庄内応援として大番頭の梁川播磨頼親(一家)

率いる五小隊を、つづいて伊達弾正邦直(一門)の家臣三小隊を新庄領に派遣した。これに対して、秋田藩は二度に渡って仙台藩に使節を派遣し、藩境の藩兵の引き揚げを願い、沢の滞留を釈明した。¹²⁾なお、使節が届けた五月二十九日付の伊達慶邦宛竹義堯書状は、沢が能代から乗船することを示したものであった。

六月二十三日、松の井屋敷の会議において、同盟諸藩は秋田藩と盛岡藩に使節を派遣して三卿に帰京を願い、聞き入れなければ附属の薩長兵を討滅することを決議した。¹³⁾対応如何では、秋田領内に攻め入ることを決定したのである。

この頃には、五月二十九日付の佐竹義堯書状を含め、秋田藩内の様々な情報が同盟諸藩のなかで共有されていた。五月二十九日に沢附属の下参謀大山格之助は、九条と醍醐が秋田領内に入れば軍議の上で会津藩・庄内藩を征伐し、不審の藩々を問罪する旨を薩長筑三藩の兵に布告し、秋田藩に書付を与えた。また、六月半ばに秋田藩家老の岡本又太郎が盛岡において、会津藩・庄内藩の寛典を求める佐竹義堯の歎願書¹⁴⁾を九条道孝に提出した。以上は、七月八日に仙台城下に到着した松山藩(庄内藩支藩)の鈴木広弥が、同宿の弘前藩士から情報を得て、御用留に書き記したものである。前者は盛岡藩が提供した情報であった。また、後者については、六月二十八日に泉藩士が中村藩士から、秋田藩主は「盟約堅守」

であるとの情報を得て、翌日守山藩士から借用・書写しており、同盟諸藩が共有するものであったと思われる。

もつとも、米沢藩では秋田藩に使節を派遣し、六月一日に岡本又太郎から「国論二ツ二割、平田大学党（平田大学）若者を鼓舞し候より御諸藩の御疑を得候得共、主人初重役共ハ白石之御盟約（二）二決而不相背候二付、御安心被下候様」との説明をうけており、こうした秋田藩主像は様々な通路から同盟側に伝わっている。

七月四日、秋田藩は同盟諸藩の使節のうち、仙台藩の使節を殺害し、同盟を離脱した。前後して、奥羽鎮撫総督府は秋田藩に庄内征討命令を下し、秋田藩を加えた新政府軍は内陸と海岸沿いの二手から南下した。その結果、七月十一日の新庄領金山の戦いで同盟軍は撃破され、仙台藩は大番頭や軍目付が戦死するなど大敗を喫した。

一方、鎮撫総督府は盛岡藩に対しても庄内征討応援を命じた。これに対して盛岡藩は使者を仙台に派遣し、この命令を列藩同盟に報告した。鈴木広弥によれば、七月十日に盛岡藩の使者が松の井屋敷に到着し、仙台藩応接方の若生清一郎と会談した。若生はこれを鈴木に報告し、鈴木は本藩である庄内藩の戸田惣十郎に伝えた。その後、松の井屋敷に到着した山形藩士が新庄方面で戦鬪が発生しつつあることを報告すると、仙台藩は白河出兵のため上山まで進軍していた庄内藩兵

が、反転して新庄から秋田に繰り出すことを提案した。戸田は、同盟の意向を伝えるべく上山に向うことになった。

これは白石に公議府が設けられる直前の出来事であるが、盛岡藩にせよ、山形藩にせよ、同盟諸藩の合議の場となっていた松の井屋敷に情報を報告していた。また、盛岡藩士が秋田藩境に出兵すべきか問い合わせたところ、秋田領に進軍するように「仙藩より差図」（三）されていた。盛岡藩が対応を同盟諸藩と協議していることが分かる。

このように、秋田藩や鎮撫総督府に関する情報は、同盟諸藩の会議のなかで、あるいは会議に出席した各藩が、個別に他の同盟諸藩から入手するなかで広まり、秋田出兵が進められていった。その後、庄内藩・盛岡藩・米沢藩・山形藩・上山藩・一関藩・松山藩・天童藩、そして仙台藩の各部隊が秋田藩領へ進攻していくことになる。

2 出兵部隊と武器

仙台藩伊達家の家臣団は膨大であり、直臣約一万人（家）、陪臣約二万四千人（家）を数えていた。地方知行制をとり、直臣の資格は、一門・一家・準一家・一族・宿老・着座・太刀上・召出・平士に分かれ、その下に組士と卒がいた。そのため、仙台藩には直臣で編制する部隊と、給人の家臣（陪臣）で編制する部隊があった。加えて仙台藩は諸隊を編制し、山

立派師の部隊や農兵も動員した。

直臣部隊の中核は大番組である。仙台藩では一〇組の大番組を編制し、召出・平士を中心とする大番士が約三千三百人属していた。瀬上主膳景範（一家）を大番頭とする五番の大番組を例にとると、瀬上は大番士（侍）だけではなく、足軽や農兵を含めた混成部隊を率いて、戦場に向かい²⁰た。

五月一日、瀬上の大番組や狙撃隊を主力とする仙台藩兵は、会津藩兵や棚倉藩兵などともに白河で新政府軍を迎撃するが、大敗して白河城を失った。瀬上隊の構成員が多岐に渡ったことは、戦死者名簿に「瀬上主膳手銃士」、「従僕」、「主膳家来」、「同附属足軽」、「瀬上主膳附属伊達郡修験極楽院宗郷手農兵」などが登場することからも確認できる。

以降、仙台藩は白河方面を中心に磐城方面、越後方面へと断続的に部隊を派遣した。だが、劣勢を余儀なくされ、七月三日には奉行の坂英力時秀（一族）が軍事名代に任じられ、白河へと出陣した。

そうしたなか、仙台に新庄方面での開戦と、秋田藩による使節殺害の情報が届いた。仙台藩は遠田郡涌谷邑主の伊達安芸胤元（一門）や栗原郡佐沼邑主の亘理大吉隆胤（一家）などの部隊を新庄へ派遣することを決定した。

【表1】は、秋田藩領に出兵した仙台藩の主な部隊である。出兵人数は史料や時期によって相違があるが、撤兵時には総

軍で約三千人いたという²²。

一見して分かるように、秋田戦争での仙台藩兵の中心は、主に仙台藩領北方に知行地を有する給人の部隊であった。瀬上主膳も出兵しているが、白河での敗戦によって大番頭を罷免されており、秋田には家臣を率いての出兵であった²³。

給人の動員ついて、三月一日に布達された軍役では、知行二万石以上が従卒七七二人・大砲六門・騎兵三六騎、一万石以上が従卒三八六八人・大砲三門・騎兵一〇騎、五千石以上が従卒一二〇人などとなっていた²⁴。したがって、必ずしも軍役で規定されている人数が全て秋田領に出兵したわけではない。

また、全軍が一団となつて攻め込んだのではなく、様々な経路から戦局の進展にに応じて出兵している。各給人には小隊単位で出兵が命じられており、伊達数馬邦規（一門）の家老が率いた小隊は、九月五日に板見内（仙北郡）に着陣した際、「仙台二十番隊」の札を掲げている²⁵。

部隊の内訳や武器について一例をあげると、伊達安芸胤元は、足軽・従僕・人夫などを含め総勢四一四人であった。うち隊長・手頭が二三人、銃士と銃兵が二〇五人、「大砲討」が九人で槍士が一七人であり、ミニエー銃を二二挺有していた²⁶。

一方、同時に出兵を命じられた亘理大吉隊は総勢三〇八人であり、「西洋銃隊」八〇人、「大砲銃隊」六人、「十匁銃隊」

【表1】秋田藩領に出兵した仙台藩の主な部隊

給人(部隊)	家格	知行地	知行高	人数	進軍路(時期)	出兵先	備考
伊達将監(邦寧)	一門	水沢(胆沢郡)	16130石	1小隊 / 1小隊	下畠江(8月上旬 / 8月下旬)	角館口	家臣・斉藤英太夫・稲沢今三郎を派遣
伊達安芸(胤元)	一門	涌谷(遠田郡)	22640石	8小隊	作並/尿前(7月中旬)	角館口	一家亙理東吾・家老坂元半左衛門を派遣
伊達数馬(邦規)	一門	岩谷堂(江刺郡)	5010石	2小隊	下畠江(8月下旬)	角館口	家臣・曾根市兵衛を派遣
伊達彈正(邦直)	一門	岩出山(玉造郡)	14640石	5小隊	尿前(7月下旬)	角館口	家老・安積権兵衛を派遣、一部は角間川口
三沢信濃(邦為)	一門	前沢(胆沢郡)	3000石	2小隊 / 1小隊	下畠江(8月上旬 / 8月下旬)	角館口	家老・安中惣左衛門/家臣・小野寺雄五郎を派遣
柴田中務(意広)	一家	船岡(柴田郡)	5157石	5小隊	鬼首(8月上旬)	角間川口	6月10日大番頭任命
石母田備後(賢恭)	一家	高清水(栗原郡)	5000石	1小隊	須川(8月上旬)	角間川口	隊長・黒田大六郎が引率
瀬上主膳(景範)	一家	鹿股(桃生郡)	2000石	3小隊	鬼首(8月上旬)	角館口	6月18日大番頭罷免、1小隊半とも
中村宗三郎(宣醇)	一家	岩ヶ崎(栗原郡)	4520石	3小隊	鬼首(8月上旬)	角館口	若年寄
亙理大吉(隆胤)	一家	佐沼(栗原郡)	5000石	6小隊	尿前(8月上旬)	角館口	
上逸野伊豆(秀寛)	準一家	大川口(栗原郡)	800石	4小隊	鬼首(8月上旬)	角間川口	人数は高清水農兵等を含むとも
茂庭周防(敬元)	一族	松山(志田郡)	13000石	2小隊	不明	角間川口	
但木左近(篤行)	宿老	吉岡(黒川郡)	1800石	1小隊	鬼首(8月上旬)	角間川口	若年寄
和久清之進(安通)	着座	沼倉(栗原郡)	377石	1小隊	不明	角館口	
田村右京大夫(邦栄)	支藩	一関(磐井郡)	30000石	6小隊	須川(8月上旬)	角間川口	家臣・嶺岸兵左衛門を派遣

※「戊辰始末」(『仙台叢書』12巻、宝文堂、復刻1972年)、藤原相之助『仙台戊辰史』(続日本史協協会叢書、東京大学出版会、復刻1981年)、「仙台藩士星包弘秋田出張陣中日記」(『維新史料引継本』Ⅱは743、東京大学史料編纂所データベース)、和田東蔵編『戊辰庄内戦争録』(歴史国書社、復刊1978年)、「仙台藩維新史新記録 日新録」(宝文堂、1983年)、「追町史資料」(1974年)、「涌谷町史 下」(1965年)、「江刺町史 5 資料編近世Ⅲ」(1977年)、「岩出山町史 通史編下巻」(2011年)、「胆沢町史Ⅵ 近現代編1」(2002年)などによる。

※家格順。参考として一関藩も掲載。

二人、「番筒銃隊」五四人、槍士一八人、足軽六九人などであった。亙理は自隊の武器では「他邦」の兵と統一的な軍事行動ができないと自覚しており、秋田出兵時に「和銃四匁隊」を「西洋銃隊」に編制し直したいとして、ミニエー銃八〇挺・ハトロロン(葉莖)四万粒の拝借を何度も願っていたが、叶わなかった。また、伊達弾正も出兵に際して、本藩に旋条銃三〇〇挺の払い下げを交渉していたが、資金に苦慮していた。秋田戦争時、給人部隊の武器は不統一であり、施条銃を準備できるかどうかは個々の給人領主次第であった。

こうした武器の貸与・払い下げ願は、兵具局で処理された。御兵具方横目総取締兼御兵具奉行飯役であった星健三郎包弘の日記によれば、星は七月二十九日

に出兵部隊が駐屯して軍事拠点となっていた岩出山に兵具局を開設した。

八月四日、星は及位まで攻め込んだ伊達安芸隊から弾薬三万発を要求され、一万発を支給した。また、同日には、軍事参謀・番頭格の朽木五左衛門昭春（平士）から、伊達弾正隊の先発部隊に対して、及位の戦いで庄内藩から拝借したハトロン三万粒を渡すよう指示されている。

八月九日には、出兵先の但木左近篤行（宿老）から、ミニエー銃を半小隊分拝借したい旨の書状が届いた。また、八月十二日には中村宗三郎宣静（一家）から「四斤銃」の繰り出しを命じられ、国許の同役に通知して前線に送っている。兵具局の武器輸送は足軽や農兵・山立獵師が担っており、戦争後の九月二十六日には褒賞が与えられた。

ただし、星の日記にみえるのは、こうした「藩兵」に対する施条銃砲の貸与・輸送の記事だけではない。「古川農兵」へ四十匁銃を貸与する（八月三日）、「吉岡農兵」へ番筒銃三十挺を貸与する（八月五日）、西磐井の大肝入の大槻専左衛門から木砲玉の支給を要請される（八月九日）などといった記事もみられる。秋田戦争でも旧式武器の農兵が動員されていた。

さて、秋田出兵が本格化すると、八月十二日に出兵先の中村から岩出山にいる役人へ出張命令が下された。これをうけ

て星らは秋田領に入つて、八月二十二日に六郷に兵具局を開設した。そして、九月二日には「岩出山局」を撤収している。担当する藩士の移動によって「局」も移動していることが分かる。なお、兵具局は後述する軍事局に関連する部局であると思われる。

二 仙台藩の指揮官

1 上山藩主の「総督」構想

先に触れたように、奥羽越列藩同盟は連合軍であるが故の指揮系統の問題を、公議府や軍務局を設けて、その決議・指示を経ることによって克服を図った。また、白河方面や越後方面では諸藩の合議によって総督や「総括」が立てられた。こうした指揮の問題は、給人の連合軍的性格も有していた仙台藩にも当てはまるものであった。

【表2】は、伊達安芸の部隊が作成した「秋田口軍事御用留」に記された記事である。指揮関係で注目されるのは「29」である。これは、「奸賊」追討の「総督」である上山藩主松平信庸の指示に従うよう通達したものである。この点に関して、伊達慶邦は信庸に対して次のような書状を認めている。

秋田変心、誓を背、既二出兵も致候趣報告有之、誠二不尋常事件二立至、御近隣之義、何分二も御尽力、速二御

出陣も可被成下、弊藩人数も操出置候間、無御伏蔵御指揮被下候様、偏二所希二御座候

このように、仙台藩は秋田藩と開戦するにあたり、信庸に対して総督就任と仙台藩兵の指揮を依頼していた。だが、これは仙台藩兵だけの指揮依頼ではなかったようだ。七月十六日に奉行（他藩の家老）の松本要人成章（着座）が大番頭仮役に対して、次のような指示を出している。³⁵

松平伊豆守様此度新庄口江諸藩より相出候兵隊為御指揮之御出馬二付、品々被仰入、銃士一小隊十番富田小五郎組より大番組与頭青木丹治指揮二而被貸遣旨被仰出候間、其心得明十七日出張候様可被申渡候、已上

七月十六日

猶以兵糧等 御家二而御取賄相成候間、會計方御役人も被相附筈二候間、此段被申渡候、以上

つまり、信庸は新庄口に出兵する「諸藩」の兵を指揮するため、仙台藩の大番銃士隊を附属させ、兵糧・会計も仙台藩が担当することになったというのである。「各藩」の依頼によって信庸が総督となったという記述は「4」にも見られるが、これらの措置は同盟軍に総督を設け、そのなかで仙台藩と上山藩の一体化を模索したものである。

ところが「4」のように、若年寄の大町勘解由賢頼（二族）が出兵部隊に対し、信庸の出陣が遅れるとして、出張先の判

断で攻め入るよう指示を出した。そして結局、信庸は総督を辞退した。この背景には、すぐに庄内藩が新庄を攻め落とすたことに加え、天童藩や本国が新政府軍に参加した村山盆地の飛び地に対する疑念があったと思われる。こうしたこともあつてか、「3」「6」のように、同盟諸藩は総督や軍事機関に戦況を報告するのではなく、廻状などによって各藩に戦況を報告し、派兵などを要請するという形態をとっている。

2 仙台藩の「総督」

では、実際に仙台藩の指揮をとったのは誰だったのだろうか。七月十五日、松本要人が但木左近に対して、新庄に出張して各部隊の「防戦進撃」を指揮するよう指示した。³⁶ 時期を考えれば、同盟軍「総督」である松平信庸の指揮下に入る仙台藩兵の統括的役割ということになるだろう。こうした点について、庄内藩側は但木が「惣大将」で秋田に出兵すると理解している。³⁷

ところが、星健三郎の日記では、八月一日に「総督中村宗三郎」が岩出山から鬼首に出張したと記し、以降も中村を「総督」と記すことが多いのに対して、但木の名前には何も付していない。³⁸ 管見の限りでは、中村を「総督」としている史料が多いが、中村に付属した亘理大吉の家老は、日記のなかで中村を「惣督」と記しつつ、「御国番御惣督の内但木様」へ

庄内藩が守備を依頼したなども記している。⁽¹⁰⁾

但木と中村の二人に共通するのは、若年寄だということである。若年寄は、奉行を補佐して大番士以上の進退を司る職である。白河口に目を転じてみると、ある大番士の日記では、福島に詰めていた若年寄の泉田志摩基光（一家）を「軍事惣督」と記していた。⁽¹¹⁾ 他方、ある軍目付は、明治中期にまとめた履歴に、泉田を「参謀」と記している。⁽¹²⁾ また、履歴によれば、閏四月二十四日、大番頭の瀬上主膳は白河出兵を命じられた際、「軍事参謀心得」を命じられた。そして、二十八日に白河に到着したが、翌二十九日に「参謀」（実際は軍事参謀・番頭格）の坂本大炊隆中（平土）が到着すると、瀬上は「軍事参謀心得」を解職された。五月一日の戦いで坂本が戦死し、「三軍指揮」の者がいなくなると、戦闘中に副参謀と軍目付が協議して、瀬上を「若年寄仮役兼参謀」とした。そして、二本松に撤退した瀬上は五月十二日に「若年寄仮役」を免じられたとしている。

こうした動きをみると、大番頭では全軍の指揮官にはなりえず、若年寄や参謀が指揮官としての役割を有していたことがうかがえる。実際、「9」の軍令には、「総而若年寄并隊長之下知を可相守」とあり、若年寄は指揮官として秋田領に出陣していた。若年寄については、仙台城下での一門への通達に関する分析から、軍事を統括する立場にあったことが指摘

されるが、こうした事例からは、実際の戦場においても部隊を統括していたことが確認される。

庄内藩側の史料によれば、八月十五日に仙台藩の若生精一郎が陣営を訪れ、「仙兵総督ナク万事不便ナルカ故二只木土佐力長男左近ナル者ト中村惣三郎ヲシテ都督タラシムルノ趣」を伝えたという。⁽¹³⁾ もともと仙台藩は総指揮官が不明瞭であるとの問題を抱えており、信庸への指揮依頼は、その解決のためでもあったが、秋田戦争では若年寄二人が軍を統括することになったのである。

ただし、これはあくまで秋田戦線での様相であり、戊辰戦争全般を通じて若年寄が仙台藩の総指揮官であったということではない。秋田戦争で若年寄が「総督」的な立場にあったのは、奉行で軍事名代の坂英力のような、若年寄以上に権能を有する存在が出陣しなかった結果であるとも言える。

横手の戦いのあと、「表1」のように、仙台藩は若年寄と軍勢を二手に分け、中村と参謀・番頭格の今村鷲之助盛幸（平土）は六郷・角館方面へ、但木と参謀・番頭格の朽木五左衛門は角間川・楢岡方面へと出兵した。それでは、若年寄は各部隊にどのように指示を与えていたのだろうか。以下では「表2」から、中村と行動を共にした伊達安芸隊への指示について考察を加える。

目につくのは、目付などを通した指示である。「54」「55」

【表2】伊達安芸隊の御留留の記事

番号	月日	作成	宛名	内容	備考
1	7月16日	安芸様御家老板元半左衛門	(宮床伊達) 勝一郎様御 備頭・垣崎忠右衛門様	〔通達〕(新庄に4小隊出兵につき直談願)	
2	7月20日	安芸家老板元半左衛門	(目付赤坂歎太夫)	〔報告〕(東根にて疑敷者取締さえ)	
3	8月1日	米澤笠岩小太郎・樋口甚六	各様	〔順達〕(弊藩黒森薄久内まで平定)	〔右庄内順達披見則上ノ山江相送候事〕
4	7月	(若年寄) 大町勘解由	柴田中務殿・亙理大吉殿・(参謀) 今村鷲之助殿・(目付) 長沼惣太左衛門殿・(目付) 赤坂歎太夫殿・(目付) 湯目長太郎殿・(目付) 上野周吾殿	〔通達〕(「松平伊豆守様羽州軒殿為道討之總旨、各藩仍仰願、御同人御指図次第討入候様被仰渡置候趣、御同人少數御出張御間も可有之、御出張先機会次第討入候様可被成候))	安芸殿・弾正殿人数へ惣太左衛門・歎太夫より相達候様、瀬上主膳へは此方より致首尾
5				〔軍令〕(一番小隊一昼夜宛交番など)	
6	8月1日	(米沢藩) 上野与七郎	(上山藩) 中村平助様	〔書状〕(黒森山合戦勝利につき仙藩へ大軍擧出候様御催被下)	〔右紙面上ノ山より直談〕
7	7月24日	盛岡江幡五郎	仙台様・米沢様・会津様・上山様御出張御役目申中様	〔順達〕(弊藩進軍につき戦争模様拝見のため野村礼次郎薩義泰助派遣)	〔庄内参謀長坂右近之助能越軍謀有之磐盛岡より之紙面持参〕
8	8月	当初出兵之列藩軍謀府		〔願書〕(佐竹家之義者列藩之盟約を背き賊徒に租し義藩へ人数指向につき今度当所へ討入、無罪之小民即不仁之扱等不致候など)	〔庄内より秋田領村々江触渡書持参無異儀候ハ、御連名被成下度申入候事〕
9	8月			軍令条(總而若年寄并隊長之下知を可相守など)	
10	8月	仙台涌谷軍事方		〔通達〕(雄勝郡高松村百姓共軍事御用相助候に付居家殺に不可焼)	
11	8月			〔報告〕(八月十四日羽州秋田領六郷在於下深井村争戦討死并手負入頭)	
12	8月	安芸家老板元半左衛門	尿前御境目御役人衆中	〔願書〕(右之者共用事有之につき境目被相通被下候)	
13	8月	安芸家老板元半左衛門	尿前御境目御役人衆中	〔願書〕(右之者共用事有之につき境目被相通被下候)	
14	8月	安芸家老板元半左衛門	尿前御境目御役人衆中	〔願書〕(右之者共用事有之につき境目被相通被下候)	
15	8月	安芸家老板元半左衛門		〔願書〕(不如意の勝手向につき金千両拝借願)	
16	8月	安芸家老板元半左衛門	尿前御境目御役人衆中	〔願書〕(右之者在所遺候につき境目被相通被下候)	
17	8月	安芸家老板元半左衛門	尿前御境目御役人衆中	〔願書〕(右之者在所遺候につき境目被相通被下候)	
18	8月	安芸家老板元半左衛門	尿前御境目御役人衆中	〔願書〕(右之者在所遺候につき境目被相通被下候)	
19	8月	安芸家老板元半左衛門		〔願書〕(ミニール方弾薬式万発被相渡候様被成下候)	
20	8月	安芸家老板元半左衛門		〔報告〕(昨廿三日安芸人数上黒土村より長野村境にて戦争仕候に付手負討死)	
21	8月	坂元半左衛門		〔報告〕(高梨子村池田文八郎家の鎧・袖指持参)	
22	8月	安芸家老板元半左衛門		鉄砲調	
23	8月	(若年寄) 中村宗三郎	瀬上主膳殿・亙理大吉殿・(参謀) 今村鷲之助殿・(目付) 赤坂歎太夫殿	〔通達〕(手負病気の者軍務局より御境通判相受登可申事、密二国許等へ逃去候者軍法被相行)	
24	8月	軍務局	瀬上主膳殿・亙理大吉殿・(参謀) 今村鷲之助殿・(目付) 赤坂歎太夫殿	〔通達〕(分館品軍務局へ指出、民百姓の品取申問致、隊長之指図無之分館致候者ハ各藩見かけ次第斬候事に達軍議候)	
25	8月24日	軍務局	安芸殿内坂元半左衛門	〔通達〕(安芸殿兵隊討死につき御賞可成下)	

26	8月27日	(安芸家老) 半左衛門・東吾	(小隊長) 千石甚左衛門殿・村岡弘美殿・入間田蔵之助殿・長橋順之進殿ほか3名	(順達) (別紙書付中村宗三郎様より被相渡)	
27	8月	安芸家老坂元半左衛門	尿前御境目御役人衆中	(願書) (右之者共用事右之につき境目被相通候下候)	
28	8月	安芸家老坂元半左衛門	尿前御境目御役人衆中	(願書) (右之者共用事右之につき境目被相通候下候)	
29	7月21日		伊達安芸殿留守居	七月廿一日尾花沢止宿所より申來御書付写(「羽州地録起之奸賊為追討之、松平伊豆守様江総督御願候趣、御承引相成、御出張相成管候間、諸事御指図ニ随ひ尽力成功可相達旨被御付候条、可相達候事」)	
30				合言葉	後半落丁
31	8月24日	(物書) 十二村半人ノ介	安芸殿御内隊長衆中・彈正殿御内隊長衆中	(通達) (軍事方即刻宗三郎陣所迄可相出旨同人被申候)	前半落丁
32				合言葉(参政より被仰渡)	
33	8月26日	八谷篤太郎	亙理東吾様・坂元半左衛門様	(通達) (豪農池田文八郎礼間につき中村人数貴藩赤坂氏一同人数操出の程参政より口上あり)	
34	8月	軍事局		(軍令) (敵之模様苦戦之勝敗旗元江注進之義ハ治定仕候分ハ格別、聊之義ハ注進ニ及不申事など)	
35	8月	平田武五郎・八谷篤太郎	涌谷隊衆	(通達) (角館進撃につき肩印変更を参政より被仰渡)	
36	8月24日			(通達) (右人数大錢方御用被御付宗三郎手に附候)	
37	8月29日	(軍目付) 太田兵弥	横手より道筋尿前通行先々役人中	(通達) (伊達安芸家中病気帰国につき無異義)	
38		御目付方		急順達(出兵合戦之御布告のため使番兩人参謀今村鷲之助へ相懇候様可有之)	
39	8月晦日	軍事局	御目付中・軍目付中	(急順達) (先陣二追指勝相候儀者急速取調)	(軍目付) 太田兵弥・黒田大六郎・(目付) 上野太膳→瀬上主膳殿・亙理大吉殿・彈正殿手隊長中・安芸殿手隊長中/請書(安芸内書事役本幡庄兵衛→御目付方)
40	9月1日	安芸一家亙理東吾・同家老坂元半左衛門		(報告) (去月廿八日岩瀬口同廿九日白岩口繰送調)	
41	9月1日	(軍目付) 黒田大六郎	安芸殿隊長衆中	(通達) (安芸殿御兵隊出兵につき軍務局より被仰出)	請書(安芸内書事役本幡庄兵衛)
42	9月2日	軍務局	御目付中・軍目付中	急順達(戦上各隊不残書出候様首尾可有之)	(軍目付) 太田兵弥・黒田大六郎・(目付) 上野太膳→瀬上主膳殿・亙理大吉殿・(参謀) 今村鷲之助殿・安芸殿手隊長中・彈正殿手隊長中
43	9月2日	新野健三郎	安芸殿御隊長衆中	(通達) (右四人安芸殿兵隊へ諸事御締のため附風につき宗三郎方より御談)	
44	9月3日	(軍目付) 太田兵弥・黒田大六郎・(目付) 上野太膳	前番各隊(安芸殿・彈正殿・瀬上主膳・亙理大吉・中村宗三郎) 隊長衆中	(通達) (日々無怠交替につき横沢村へ可相詰)	
45	9月	涌谷本陣	陣外御締衆中	(通達) (右之者涌谷軍事方御用にて陣外通行無異義)	
46				(願書々) (寒気強く夏仕度のみにて病人相増)	後半落丁
47	9月	安芸家老坂元半左衛門	尿前御境目御役人衆中	(願書々)	前半落丁
48	9月7日	(目付) 上野太膳	安芸殿・彈正殿・亙理大吉殿・瀬上主膳殿・和久清之進殿・(参謀) 今村鷲之助殿石隊長中	(急順達) (御本陣私詰所へ即刻可相出)	請書(安芸内書事役秋山専治)
49				合言葉	
50	9月	安芸一家亙理東吾		出兵人数調	

51		安芸家老板元半左衛門		〔報告〕(横沢村百姓の大小取上始末)	
52	9月	御目付上野太勝	安芸殿一家亙理東吾内橋本与右衛門等四人	〔印判〕(仙北部板見内より尿前通涌谷迄兵糧泊り無異義)	
53	9月9日	(目付)上野太勝	涌谷御内坂元半左衛門殿	〔通達〕(本陣我等詰所へ被相出様)	請書(安芸家老板元半左衛門→上太勝様)
54	9月9日	宗三郎	御目付中	急順達(御家目印、南部・庄内・上山旗目處相改)	(目付)上野太勝→亙理東吾殿・瀬上主膳殿・和久清之進殿・(参謀)今村鷲之助殿・将監殿御内高橋万左衛門殿・安芸殿御内亙理東吾殿・数馬殿御内曾根市兵衛殿・弾正殿御内安積権兵衛殿・信濃殿御内横地三郎兵衛殿
55	9月9日	宗三郎	(目付)上野太勝殿	急順達(銀二早駕籠不相乗様、人馬賃銭相弘候様因許より申来)	(軍目付)黒田大六部・(目付)上野太勝→亙理東吾殿・瀬上主膳殿・和久清之進殿・(参謀)今村鷲之助殿・将監殿御内高橋万左衛門殿・安芸殿御内亙理東吾殿・数馬殿御内曾根市兵衛殿・弾正殿御内安積権兵衛殿・信濃殿御内横地三郎兵衛殿・請書(安芸内書事役秋山専治)
56	9月			〔願書〕(右之者病気につき在所涌谷へ遺候間亙理兵糧行先へ被相立候様)	
57	9月	安芸家老板元半左衛門		〔報告〕(六郷町人より預預り)	
58	9月13日	(目付)上野太勝	安芸殿御内坂元半左衛門殿	〔通達〕(齊藤栄吉御用につき我等宿陣へ)	請書(安芸家老板元半左衛門→上太勝様)
59	9月13日	(目付)上野太勝	安芸殿御内坂元半左衛門殿	〔通達〕(御用につき宿陣へ)	請書(安芸家老板元半左衛門→上太勝様)
60	9月	安芸家老板元半左衛門		〔願書〕(右之者共用事につき涌谷へ遺候条、安芸人数夏服着用につき冬仕度頂被成下度)	
61	9月14日	(目付)上野太勝	安芸殿御内坂元半左衛門殿	〔通達〕(御用につき宿陣へ)	請書(安芸家老板元半左衛門→上太勝様)
62	9月13日	(目付)上野太勝	安芸殿御内亙理東吾殿・弾正殿御内安積権兵衛殿	順達(松平甚三郎より談判致度につき軍事方指出候様北爪櫓六より申来)	
63	9月14日	(目付)上野太勝	赤坂秋太夫殿・和久清之進殿・安芸殿御内亙理東吾殿・弾正殿御内安積権兵衛殿	順達(宗三郎殿より御用有之につき私宿陣へ御越可被成)	
64				〔陣割〕	「右順達に付上野殿宿陣所へ参候処左之通割」
65	9月15日	(目付)上野太勝	安芸殿御内亙理東吾殿	〔通達〕(手屋村出兵相控)	請書(安芸一家亙理東吾→上太勝様)
66	9月			〔願書〕(右同人病気につき涌谷へ遺候間亙理兵糧願)	
67	9月	(目付)上野太勝	安芸家中志子田庄吉等式人	〔印判〕(仙北部大曲より尿前通仙台へ兵糧泊り共に無異義)	
68				〔報告〕(右病気につき国許へ為相登候事)	
69				当時病宮二晝在候間(右四人病気につき尿前通在所涌谷へ遺候間亙理兵糧願)	
70				〔願書〕(右之者病気につき尿前通在所涌谷へ遺候間亙理兵糧願)	

※「秋田口軍事御用留」〔涌谷伊達家文書〕仮番号834、東北歴史博物館蔵)による。

※記事には便宜的に番号を付した。

※作成・宛名の丸括弧は執筆者の補足。内容は抜き書き又は執筆者が要点をまとめたもの。

〔63〕では、中村が目付や軍目付に指示を出し、それを各部隊の隊長に伝達している。また、〔31〕〔32〕〔33〕〔35〕〔43〕では、目付や物書と思われる藩士が「參政」（若年寄）の中村の意をうけて通達していることが分かる。なお、〔23〕のように、中村が直接指示するのは、給人や參謀・目付などの直臣に限定され、目付は直臣・陪臣を問わず通達を出している。実際、伊達数馬隊に参加した陪臣の日記には、戦場で床几に腰かけ、目付に指図する中村の様子が記されている。^⑤

また、〔38〕のように、參謀の今村篤之助が使番を通して戦場で部隊に指示を出すとする通達も出されており、大番士層の參謀が指揮をとっていたことも確認される。なお、〔44〕などに登場する黒田大六郎は直臣の軍目付であるが、〔表1〕のように給人部隊を率いて秋田領に攻め込んでおり、目付が部隊を指揮することもあった。

さて、秋田戦争では庄内藩兵は優勢に戦いを進めたが、仙台藩兵は度々苦戦を強いられ、消極的な姿勢も見られた。そのため、庄内藩一番大隊の參謀は「山形上ノ山も、大抵仙藩ハ柔弱可申様無之残念至極也、下卒等専乱妨を好ミ役人者制し兼候体、あきれ果申候」「先鋒を争ひ候等申事ハとんと無之、惣而私共之指図次第也」などと仙台藩の様子を記している。^⑥

興味深いのは、仙台藩が庄内藩の指図に従うという表現である。〔表2〕をはじめ仙台藩側の史料では、両藩の間に明

確な上下関係があったことは確認できない。だが、伊達安芸隊の小隊長の日記には、「庄藩之沙汰相待居候事」（八月十日）、「横手城へ庄藩攻入、城裏閑道ハ涌谷勢攻入呉候様庄藩より之沙汰有之」（八月十一日）といった記述がみられる。若年寄の指示ではなく、庄内藩の指示で動いているのである。中村や但木が緒戦から参加しなかったこともあって、仙台藩の指揮系統は上手く機能していなかった。

また、中村が参戦した後も、〔62〕のように、庄内藩一番大隊の大隊長である松平甚三郎が軍議の開催を北爪楯六を通して仙台藩側に伝え、それを目付が部隊長に伝えている。ここに登場する北爪とは、八月半ばから仙台藩兵に附属した庄内藩士である。北爪やその交代要員であった加賀山桃太夫は、仙台藩兵と庄内藩兵との間を往来して周旋を行っており、更に瀬上主膳とともに「大斥候」に出て、危急に臨んでは瀬上隊の一部を率いて戦っていた。^⑦庄内藩が仙台藩との軍事的な連携を円滑に行おうと動き、実際の作戦計画や戦闘では庄内藩が主導権を握る場面がしばしば見られたのである。

一方、望んで庄内藩の指揮下に入った藩もあった。仙台藩の支藩である一関藩は、但木左近の指示をうけて秋田領に攻め込んだ。しかし、その部隊は仙台藩に指揮されることを嫌い、庄内藩の指揮下に入った。^⑧各地で敗北を繰り返した仙台藩は、支藩の統制も取れないようになっていた。

三 仙台藩の軍事機関

1 仙台藩領の「軍事局」

奥羽列藩同盟結成に際し、仙台藩は福島に「軍事局」を設けて、奉行の坂英力や若年寄兼軍事参謀の真田喜平太幸敏(召出)を配置した。その後、五月二十九日に同盟諸藩は会議において、福島に同盟の「軍務局」を設置することや、出兵している諸藩は適宜相談しながら各地に「軍務局」を設置することを決定した。実際、七月半ばには福島に「軍務局」が設けられることになった。このように、仙台藩単独の、あるいは列藩同盟の軍事機関・司令部は、軍事局や軍務局などといった呼称で史料に登場する。

秋田戦争が展開されていた八月、南方には「福島軍務局」のほか「桑折軍務局」「坂本軍事局」などが設けられていた。また、仙台藩は八月五日に伊具郡丸森邑主の佐々備中元則(着座)を「丸森辺御固総督」に任命した。もちろん、これは戦争に際して臨時的に設けられた役職であり、軍事拠点となるような地域に知行地を有する大身給人に「総督」としての権能を与え、当該方面の藩兵を統括させようとする狙いだろう。こうした「局」の設置や「総督」の任命は、仙台藩領の北方でもみられた。北方では秋田藩と盛岡藩に備えるため、藩

境の金ヶ崎や水沢(胆沢郡)に軍事局が設けられ、若年寄などが詰めて警備や山立獵師・修験の訓練に当たっていた。

局に出動していた洪川助太夫常躬(平士)の日記には、軍事局のほかに軍務局という呼称が登場する。福島での用例に従えば、仙台藩単独の機関か、列藩同盟の機関かということになるのだが、日記での使い分けについては判然としない。

例えば、「局」の移転という出来事や(「紀二」「紀三」七月二十九日条)、通行途中の盛岡藩士あるいは庄内藩士が来訪するといった出来事(「紀二」八月十三日条)を軍事局と軍務局の両方で記している。なお、他藩士が来訪したといった記述は他にもみられ、情報を交換し、対応を協議しているようだが、仙台松の井屋敷や白石公議府のように、同盟諸藩の藩士が常駐して、恒常的に会議を開いている様子は見られない。構成員や機能について差異を有する可能性もあるが、差し当たり金ヶ崎と水沢については「軍事局」という呼称を使用して、日記から分かる仙台藩内の様子を確認する。

六月十四日、洪川は軍目付として、「南部御境通御固方主宰」となった金ヶ崎邑主の大町因幡頼殖(一族)へ附属を命じられた。二十一日には、金ヶ崎に軍事局を設け、大町因幡(総宰)、但木左近(若年寄)、久世平八郎(目付)と洪川らが会議を開いた。

その後、水沢邑主の伊達将監邦寧(一門)が「南部御境通

軍事御名代」となり、七月七日に参謀の大立目小四郎克敬（平士）とともに水沢に到着すると、金ヶ崎の「総幸衆」・但木・久世は水沢に向き打ち合わせを行った。また、秋田藩が仙台藩の使節を殺害したとの一報が盛岡藩から寄せられると、七月十一日には渋川と久世が水沢の大立目のもとに出向き、協議を行った。

七月二十日には、大町因幡が奉行に就任したため、後任を若年寄の大町勘解由が務める旨の一報が寄せられた。大町勘解由は、派遣先が金ヶ崎と福島の間で二転三転していた。この背景には「若年寄人不足」があり、戦線の拡大によつて各地の軍事局に派遣される若年寄が増えていたようだ。

七月二十九日、金ヶ崎の軍事局を水沢に移転し、伊達将監（軍事名代）、大町勘解由（若年寄）・大立目小四郎（参謀）・久世平八郎（目付）、久保遊助（徒目付）に金ヶ崎詰の渋川が加わり軍議がおこなわれた。この時、岩出山の中村宗三郎からの使者が水沢に到着し、参謀や軍事名代に総攻撃を「献策」し、同意を得た。

水沢軍事局では水沢に近い下嵐江からの進攻を計画した。七月二十九日、渋川は下嵐江に駐屯していた三沢信濃の部隊に「新庄口鬼首口須川口一同同日討入候方二而談判候間日数五日前岩出山軍事局ヨリ申来筈二候間水沢軍事局ヨリ御指揮次第御人数可被指出候」との指示を出した。⁵⁶ その頃、岩出山

では、前述のように兵具局が設けられ、「総督」中村も出陣の準備に入っていた。また、但木左近（若年寄）、朽木五左衛門（参謀）、北作左衛門（軍目付）や兵具方の星健三郎が軍議を開いていた。⁵⁷

こうした事例からは、秋田攻撃に当たる軍事局が水沢と岩出山の二ヶ所に設けられており、出兵部隊の調整や差配を行い、連携して攻め入ることが想定されていたことが分かる。また、藩領北方では、若年寄のほか軍事参謀や目付などが軍事局を構成していたこともうかがえる。もちろん若年寄より軍事的に高次に位置すると考えられる「総幸」や軍事名代も意思決定に関与する。

渋川の日記によれば、八月七日に参謀の大立目と軍目付の渋川は、伊達将監の部隊六〇人、三沢信濃の部隊六九人などを率いて出兵し、雄勝郡の手倉番所や椿台村に攻め込み、放火や分捕りを行い、九日に帰陣した。各隊からは生け捕りにした百姓の名前や年貢高、槍や火縄銃などの武器、村の帳簿などを記した報告書が提出された。後述する事例も勘案すると、軍事局（もしくは軍務局）は分捕り調書の提出先であり、賞罰に関与したと考えられる。

八月二十七日、中村の意をうけ、二十二日に現地を出発した援軍要請を求める使者が水沢に到着した。そして、二十八日には一門三家の合計四小隊を派兵することになった。

2 出兵部隊への通達にみる「軍務局」

出兵部隊への通達に関し【表2】をみると、ここでも発令主体として軍事務局と軍務局が登場している。【25】と【39】は同じ褒賞関係であり、【40】が軍功調書である。こうしたことから、賞罰が軍事務局や軍務局の役割の一つであったことが知られるが、「局」の違いは見えにくい。

また、これらが水沢から出た通達なのか否かは判断が難しいが、【表2】では国許から指示が飛んでいる事例がある。【55】は、人馬賃銭の無払いを久世平八郎が聞き、出入司に支払いを命じたとする指示を中村宗三郎が通達したものである。当時、久世は水沢にいない可能性があり、水沢軍事務局の指示かは確認できないが、いずれにせよ国許が部隊の統制に頭を抱えていたことを示すものである。

だが、なかには国許からのものと捉えるのが困難な「軍務局」に関する通達も出されている。例えば、【24】にある軍務局の通達は次のようなものである。

- 一、此末諸手分捕之品軍務局江調指出し、諸品ハ会計方松枝兵衛手前迄指出可申、尤当人々之儀之骨折次第御賞替も可被成下義ニ而、分捕之品ハ空敷被召上候事ニハ毛頭無之、運送之御世話上ニ而被成下候条、指出可申、(中略)
- 一、敵国と言ふ共、民百姓之品ハ取申間敷、城付并家中等

之品ハ勝手次第、尤隊長之指図無之、分捕致候者ハ、各藩見かけ次第斬候事ニ遂軍議候、以上

これは、分捕り品の管理を指示したもので、百姓からの略奪を厳しく戒めた通達である。略奪が止まない背景には、【15】【46】【60】にみられるように、冬用の軍服が調達できないような物資の欠乏がある。興味深いのは分捕りに関して、どの藩の兵も斬ると軍議したとしていることである。これは仙台藩内の軍議ではなく、同盟諸藩との軍議と見るべきだろう。秋田出兵以来、庄内藩は仙台藩兵の行為に苦言を呈しており、この通達が出されたと思われる八月二十一日の直前にも庄内藩から苦情が寄せられ、中村も分捕りの名を借りて衣類を集める士分は軍務局において処罰する旨を達していた。更に、会計方として名前が登場する松枝兵衛時成(平士)は仙台藩の財政を司る出入司であり、この頃は横手に滞在していた。勘案すれば、これは現地の発令であると解釈した方が違和感がない。

次に【23】は、八月に中村が参謀を含めた各部隊長に出した通達である。

- 一、出張之御人数士凡共ニ手負又ハ病氣等ニ而御国許江相登難成分、隊長々々江申出、病体見届相請、軍務局より御境通判相受に登可申事
- 一、出兵御人数之内、士分ハ不及申、凡下倍卒等ニ至迄病

氣等申出、或ハ隊長向役江も不申出、蜜ニ御国許等江逃去候者ハ、於上ニ御開拔之上、嚴ニ軍法ニ被相行、主人隊長までも可為曲事

右之通隊長手前ニ而陣中輕者まで早速可相触候事

ここからは病氣などと称して国許に脱走する藩兵がいたことが分かる。「43」は、中村が大番士四人を伊達安芸隊の取り締まりのため附属させたというものであるが、分捕りにせよ、脱走にせよ、戦闘時以外でも給人部隊を統制する必要があった状況が見て取れる。

注目したいのは、療養で国許へ帰るためには軍務局の許可がある点である。この通達が出されて以降、「37」「52」「67」のように、目付が関連の許可や指示を出す事例が見られるようになる。個々の療養の許可を国許に伺いを立てるのは不自然であり、これは目付も構成員となっている現地の軍務局による指示とみるべきだろう。

最後に「41」は、九月一日に軍目付が伊達安芸隊に軍務局の意向を通達したものである。

安芸殿御兵隊、本道江出張之式小隊横沢江、当宿陣之式小隊本道江即刻出兵相成候様軍務局より被仰出候条、其心得首尾可被成、私共より如此ニ御座候、以上

個別具体的な用兵に関するものであり、「即刻出兵」の指示は現地の軍務局しか出せないものである。

戦線が水沢や岩出山から遠ざかるにつれて、部隊に具体的な指示を出すことが困難になる。先に触れた援軍要請も戦場から水沢まで五日かかっている。以上の事例からは、兵具局が移動したように、秋田領内にも軍務局が移動・設置されたと考えられる。これは、八月十四日に「仙台軍務局」が増田本陣で現地の村に人馬の手配を命令したとの逸話にも一致する。

これらを踏まえれば、角館方面に展開していた仙台藩兵のなかでは、軍務局あるいは若年寄から目付・軍目付（直臣）へ、そして各給人部隊の部隊長（直臣もしくは陪臣）、小隊長（陪臣）へといったおおよその伝達経路が想定できそうである。ただし、中村は「総督」ではあるが自身も部隊を率いている給人でもあったため、「44」のように中村隊が目付から指示を受けることもあった。

仙台藩と庄内藩は折々に軍議をしており、共同作戦をとってはいた。実際、同盟諸藩は出兵先で「軍事局（軍務局）」を設けて、会議を開いている。だが、「表2」の軍事局・軍務局の通達先には他藩の名前が登場せず、中村のもとで角館攻めに参加している仙台藩の部隊に限定されている。これらの事例について、本稿で示した史料のみでは、奥羽越列藩同盟の軍務局からの通達であったことは見出しにくい。

しかし、それは列藩同盟が一体的な活動を展開しなかった

ということではない。次に示す「8」は部隊への通達ではなく、庄内藩が「当所出兵之列藩軍義府」の名義で草案を作成し、仙台藩に提案してきた領民への触である。

奥羽内ニ而干戈を掃らし、当地江人数指加候様之義ハ、素より好所ニあらずと云共、佐竹家之義者列藩之盟約を背き、賊徒ニ組し、義藩江人数指向ヶ候に付而者、武門之ならひ無止事、今度当所江討入義ニ而、無罪之小民聊不仁之扱等不致候ニ付、猥ニ動揺不可致事（略）

盟約違反という点から秋田攻撃を正当化しており、人心を掌握するために作成されたものである。行動の正当性を公にすることを打ち出した方が良いと判断されたためであろう。

庄内藩側の史料には、同じ趣旨の触が見られる。八月四日に横堀周辺で、「秋田出張列藩軍事局」が湯沢から久保田まで「今度秋田新庄両家之奸臣逆賊ニ与党シ、義藩之盟約ヲ背キ……、直ニ久保田城ニ打入、正邪ヲ正シ、一二ノ奸魁ヲ戮シ、新秋両家ノ忠臣トトモニ心ヲ協セ、其社稷ヲ安定シ、士民ノ安堵ヲ可取計」とする「檄文」を出している⁽⁶⁵⁾。前述のように、列藩同盟内には、藩内が分裂する秋田藩の姿とともに、秋田藩主が同盟遵守論であるとの観測が広まっており、秋田藩全体ではなく「逆賊」薩長に味方する一部「奸臣」を批判するという手法をとったのである。

また、庄内藩が仙台藩と協議して、「仙・庄横手御本陣」において「横手出張諸藩収納方」の名義で、雄勝・平賀・仙北三郡の村に対して、年貢半減令と「嚴重之収納」を触れている⁽⁶⁶⁾。地域によっては、両藩が協同で軍政を布いていたこともうかがえよう。

おわりに

本稿では、秋田戦争を仙台藩の視点から考察した。主な論点と課題は次の通りである。

まず、戦争に至る過程を考察し、奥羽越列藩同盟の秋田出兵は、秋田藩や鎮撫総督府の動向に関する同盟内の情報共有と議論のなかで進められていったことを確認した。列藩同盟の盟約書では藩外交と軍事について同盟諸藩による情報の共有を謳っているが、その特性が発揮されたものであったと言える。

次に、出兵に際して上山藩主が、仙台藩の依頼によって、新庄・秋田方面の「総督」に就任する動きがあったことを指摘した。他の戦線と同じく、秋田戦線でも同盟軍の総督を設ける動きが模索されていたのである。ただし、上山藩に対して大きな影響力を有する仙台藩⁽⁶⁷⁾が依頼しているのは意味深長なものがある。仙台藩は上山藩との一体化を図ったが、庄内

藩を含めて同盟諸藩とどの程度協議したのかは検証が必要となる。

また、給人の連合部隊で統制が困難であったとされる仙台藩兵の実態について確認した。仙台藩は若年寄二人が「総督」的立場として出陣し、参謀や目付とともに軍を指揮した。仙台藩兵が一体性を保持するのが困難であったことは、まさに「仙台二十番隊」という表現に象徴されるような部隊編制にあったと考えられる。秋田戦線では事前に編制された大隊を派遣したのではなく、農兵も含めて各給人が派遣した小隊が、藩領北方の拠点で、あるいは秋田領内に入ってから、二人の「総督」の傘下に入ったのである。これは、庄内藩が当初から大隊を編制して、大隊単位で進攻したことは対照的である。

仙台藩では、禄高が低くとも召出・平士の大番士層が意思形成に影響を与え、列藩同盟結成の際にも活躍していた。だが、実際の戦闘では大身給人の部隊に大きく依拠せざるを得なかった。武器や軍制はもちろん、給人部隊の士気や思惑も一様ではなかったと思われる。秋田戦争に限らず、大番士層の参謀や目付が各給人部隊をどこまで統制できたのかも考える必要がある。

また、秋田戦争に関わる軍事局や軍務局についても考察を加えた。仙台藩領北方に複数設けられた「軍事局」には若年

寄・参謀・目付などがおり、部隊派遣の差配や賞罰などを行い、連携しながら対応していた。また、現地でも「軍務局」が設けられ、部隊に通達を出していたことを指摘した。通達内容からは、兵が脱走し、略奪行為が行われ、指揮官が統制に苦慮する様子が改めて確認された。

ただし、軍事局や軍務局については、仙台藩と列藩同盟、あるいは国許と現地、いずれの機関と捉えるか、更には「軍義府」など他の呼称で登場するものとの関係をどう捉えるのかなど、残された課題は多い。福島や相馬方面では奉行が軍を率いることや「軍務局」に詰めることもあり、こうした問題は、他藩の事例や他の戦線の事例を含めた総合的な分析のなかで、考察を深める必要があるだろう。

秋田戦争で仙台藩は、約三千人という大軍を繰り込んだ。だが、しばしば敗北し、他藩からも冷ややかな視線を向けられた。奥羽諸藩を指揮しようとした「鎮守府將軍」としての姿は、戦場ではみられない。

九月十五日、仙台藩は降伏した。九月十七日、仙台城下から水沢軍事局を経由して、大町勘解由が板見内の本陣に到着し、撤退を命令した。庄内藩兵や上山藩兵は既に仙台藩の降伏を知り、撤退を開始していた。仙台藩の部隊は列藩同盟の総督や現地の軍事機関の指示ではなく、水沢軍事局の若年寄の指示によって撤退した。

註

- (1) 難波信雄「大藩の選択―仙台藩の明治維新―」(東北学院大学東北文化研究所紀要)三七、二〇〇五年)、拙著「戊辰戦争と「奥羽越」列藩同盟」(清文堂出版、二〇一七年)。列藩同盟の研究動向については拙著の序章参照のこと。
- (2) 大山柏「補訂戊辰戦役史 下巻」(時事通信社、一九八八年)の二六五―二六七頁、第八編第九章第五節。佐々木克「戊辰戦争 敗者の明治維新」(中公新書、一九七七年)の一三八頁、一四三頁。
- (3) 「仙台市史 通史編5近世3」(二〇〇四年)の第七章。
- (4) 保谷徹「戦争の日本史18 戊辰戦争」(吉川弘文館、二〇〇七年)の一七五―一七七頁、二九三頁。また、関連する論考として、同「戊辰戦争の軍事史」(明治維新史学会編「講座明治維新 第3巻 維新政権の創設」有志舎、二〇一一年)、同「施条統段階の軍事技術と戊辰戦争―土佐藩を素材に―」(箱石大編「戊辰戦争の史料学」勉誠出版、二〇一三年)がある。
- (5) 太田秀春「奥羽越列藩同盟における公議府と軍事」(平川新編「江戸時代の政治と地域社会 第一巻」清文堂出版、二〇一五年)。
- (6) 宮・公卿の総督や「超藩的立場」にたつ参謀の指揮下にある新政府軍は、本質において諸藩連合軍ではないが「諸藩軍隊の相対的独自性を容認せざるをえない軍隊」と評価される(原口清「戊辰戦争」塙書房、一九六三年、一〇九頁)。各戦線では各藩部隊代表が「会議所」を構成し、参謀の指揮下におかれ調整が行われた(前掲註4保谷書の二一九―二二〇頁)。
- (7) 例えば、秋田藩の同盟離脱過程については、工藤威「奥羽列藩同盟の基礎的研究」(岩田書院、二〇〇二年)や畑中康博「戊辰戦争期の秋田藩」(秋大史学)五五、二〇〇九年)など、戦争時の民衆については、菊池勇夫「徵発と兵火のなかの北東北の民―秋田藩と盛岡藩の戦争にみる―」(奈倉哲三・保谷徹・箱石大編「戊辰戦争の新視点 下 軍事・民衆」吉川弘文館、二〇一八年)などがある。
- (8) 仙台藩の基礎的な動向や藩士の役職・家格については、藤原相之助「仙台戊辰史」(統日本史籍協会叢書、東京大学出版会、復刻一九八一年)、「仙台市史 通史編5近世3」(二〇〇四年)、「仙台市史 通史編6近代1」(二〇〇八年)、仙台郷土研究会編「仙台藩歴史事典 改訂版」(二〇一二年)、「楽山公治家記録」(伊達家寄贈文化財「古記録」)七六・九、仙台市博物館蔵)、「石母田頼至日記」(「維新史料引継本」Ⅱほ三二〇A、東京大学史料編纂所蔵)などによる。
- (9) 拙稿「軍事同盟としての奥羽越列藩同盟―会津藩・庄内藩・小藩・飛び地―」(奈倉哲三・保谷徹・箱石大編「戊辰戦争

- 争の新視点 上 世界・政治」吉川弘文館、二〇一八年)。
- (10) 「戊辰秋田藩戦記」(『新秋田叢書(五)』歴史図書社、一九七一年)の五月二十三日条、六五頁。
- (11) 以下、秋田藩について前掲註7工藤書・畑中論文参照。
- (12) 「戊辰史料」(『林泉文庫』一八一B、市立米沢図書館蔵)所収「片山仁一郎私記」の五月十九日条、「亀田藩戊辰戦記」(『新秋田叢書(五)』)の五月十九日条、四四〇頁。
- (13) 使者の動向については、片岡栄五郎「ある奉行と秋田藩の戊辰戦争」(秋田文化出版、二〇一七年)の第三章(四)に詳しい。
- (14) 「桑原政右衛門日誌」(『磐城戊辰史』明治百年記念事業磐城推進委員会、一九六八年)の六月二十三日条、一〇三頁。
- (15) 「鈴木広弥出仙中御用留」(『松山藩関係文書』八〇、鶴岡市郷土資料館蔵)の「同宿弘前様衆より借写御用留」。
- (16) 前掲註14「桑原政右衛門日誌」の六月二十八日条・二十九日条、一〇五〜一〇六頁。
- (17) 「木滑政恩日記 乾」(『上杉文書』一四八二の六一二、雄松堂マイクロフィルム)の六月十二日条。
- (18) 「非常ニ付諸見聞留」(『松山藩関係文書』八九)の七月十日鈴木広弥書状。
- (19) 前掲註15「鈴木広弥出仙中御用留」の七月十七日条。
- (20) 「陣中日誌」(宮城県図書館蔵マイクロフィルム)。
- (21) 「戊辰始末」(『仙台叢書』一二巻、宝文堂、復刻一九七二年)の二二二〜二三頁、三〇三〜三〇四頁
- (22) 「仙台藩土星包弘秋田出張陣中日記」(『維新史料引継本』II 四七三、東京大学史料編纂所データベース)の九月二十日条。以下「星包弘日記」とする。なお、角間川口には「古川寺農兵」が出兵しており(十月四日条)、農兵を含んだ人数である可能性がある。
- (23) 唯一藩領南部の給人で出陣している柴田中務は大番頭であるが、率いたのが大番士か家臣かは不明である。
- (24) 「大番頭方御用留」(『大町家文書』、仙台市博物館蔵マイクロフィルム)。
- (25) 「秋田出兵方公札留」(『江刺市史 第五巻資料編近世III』一九七七年)の九月五日条、五五三頁。
- (26) 「涌谷町史 下巻」(一九六八年)の六七五〜六七六頁。
- (27) 「戊辰之巻全」(『迫町史資料 一巻』一九七四年)の五二〜五五頁、「中村実敬日記」(『迫町史資料 三巻』、一九七七年)の二二〜二七頁。
- (28) 「佐沼亘理氏秋田出陣の記録集」(『迫町史資料 一巻』)の三九〜四二頁。
- (29) 友田昌宏「解題」(友田昌宏・菊地優子・高橋盛編『岩出山伊達家の戊辰戦争』東北大学東北アジア研究センター、二〇一四年)の二三頁。
- (30) 以下、前掲註22「星包弘日記」による。
- (31) 瀬上主膳の大番組は白河から撤退する途中、銃器を「軍事

- 局兵具方」に返納した(「大槻安広履歴」、平重道「伊達政宗・戊辰戦争」宝文堂、一九六九年、三三三頁)。
- (32) 前掲註5太田論文、前掲註4保谷書の二二二頁。
- (33) 「秋田口軍事御用留」(「浦谷伊達家文書」仮番号八四三、東北歴史博物館蔵)。なお、同史料から部隊の行動を追った論考として、櫻井伸孝「もうひとつの戊辰戦争―秋田口の戦い―」(「浦谷町文化財友の会会報」六七、二〇〇五年、二〇〇六年)がある。
- (34) 七月十一日藤井信庸宛伊達慶邦書状(「伊達家寄贈文化財〔古文書〕一七六八)。
- (35) 前掲註24「大番頭方御用留」の七月十六日大町内蔵人宛松本要人書状。
- (36) 藤方博之「戊辰戦争における佐倉藩出羽柏倉陣屋の動向」(「論集きんせい」三九、二〇一七年)、前掲註9抽稿。
- (37) 「羽州口戦争ニ付御用係留」(仙台市博物館蔵)。
- (38) 「於鶴ヶ岡表諸方聞繕書」(「松山藩関係文書」八八)の八月一日五十嵐熊平書状。
- (39) 前掲註22「星包弘日記」の八月一日条。
- (40) 前掲註27「中村実敬日記」の九月八日条・十六日条、二〇頁。
- (41) 前掲註20「陣中日誌」の閏四月二十日条。
- (42) 以下、前掲註31「大槻安広履歴」の三二四～三三三頁。
- (43) 前掲註29友田論考の一八頁。
- (44) 和田東蔵編「戊辰庄内戦争録」(歴史図書社、復刊一九七八年)の「巻巻」八月十五日条、二〇二～二〇三頁。
- (45) 前掲註25「秋田出兵方公札留」の九月五日条、五五二頁。
- (46) 「神風記十七」(鶴岡市郷土資料館所蔵史料、SL五三三―五)所収の八月十七日長坂右近介書状。
- (47) 櫻井伸孝「軍事方日録」―入間田家文書―(「浦谷町文化財友の会会報」六、二〇〇五年)の三二～三三頁。
- (48) 前掲註44「戊辰庄内戦争録」の「巻巻」二〇二頁、二〇五頁、二〇七頁、二一六頁、二二六頁、二二七頁など。
- (49) 「関市史 一巻通史」(一九七八年)の八八～八八七頁。
- (50) 前掲註8「石母田頼至日記」の閏四月二十四日条。
- (51) 前掲註12「亀田藩戊辰戦記」の五月二十九日条、四四九頁。前掲註14「桑原政右衛門日誌」の五月二十九日条、八九頁。
- (52) 前掲註7「藤書の四三七～四三九頁。
- (53) 仙台藩庁日記(「伊達家寄贈文化財〔古文書〕」明治維新以降三三一―)の八月五日条・十七日条、二十六日条、二十八日条。
- (54) 「水沢市史3 近世下」(一九八二年)の第二十六章、「金ヶ崎町史2近世」(二〇〇六年)の第一〇章。
- (55) 以下、特に断らない限り「日新録」(「仙台藩維新史新記録 日新録」宝文堂、一九八三年)による。
- (56) 阿曾沼磨「前沢町郷土史資料」(一九七二年)の三三〇頁。
- (57) 前掲註22「星包弘日記」の八月一日条。
- (58) 前掲註33櫻井論文(二〇〇六年)の六頁。

- (59) 前掲註44 「戊辰庄内戦争録」の「卷壹」八月十二日条、一
九六〜一九七頁。「卷貳」の八月十六日条、一二二頁。
- (60) 前掲註28 「佐沼亘理氏秋田出陣の記録集」の四五頁。
- (61) 前掲註22 「星包弘日記」の八月二十一日条。松枝兵衛は
「横手鎮撫使」としての任を負っていた（前掲註25 「秋田
出兵方公札留」の五五二頁）。
- (62) 白河口では、瀬上主膳が白河の造酒屋に「仮軍事局」を設
置し、藩内および他藩との軍議の場としたという（前掲註
31 「大槻安広履歴」の三二九頁）。
- (63) 「胆沢町史VI 近現代編1」（二〇〇二年）の六二七〜
六二八頁。
- (64) 「北征記事二」（酒田市立図書館光丘文庫デジタルアーカイ
ブ）七月二十二日条・二十四日条。
- (65) 前掲註44 「戊辰庄内戦争録」の「卷壹」八月四日条、一七
八頁〜一七九頁。
- (66) 前掲註44 「戊辰庄内戦争録」の「卷壹」九月五日条、二三五
頁。「秋田県史資料明治編上」（一九六〇年）の二二四頁。
- (67) 仙台藩と上山藩の関係については前掲註1 拙著の第一章参
照。
- (68) 拙著「幕末戊辰仙台藩の群像―但木土佐とその周辺―」（大
崎八幡宮、二〇一五年）。拙稿「仙台藩の意思決定過程と
伊達慶邦」（明治維新史学会編「幕末維新の政治と人物」
有志舎、二〇一六年）。
- (69) 後年の史料では、伊達将監の家老は白河に出兵した将監隊
を引き戻すため、盛岡藩不穩の流言を広めたという（前掲
註54 「水沢市史3 近世下」の第二十六章五）。
- (70) 前掲註8 藤原書の六三二〜六六五頁、前掲註8 「石母田頼
至日記」の七月二十九日条、八月四日条など。
- (71) 前掲註55 「日新録」の九月十四日条、前掲註22 「星包弘日記」
の九月十七日条。